

改正案	現行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による養成施設（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校に附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校を除く。）の指定（第十一条第一項及び第十二条において「指定」という。）に關しては、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>（<u>令</u>第五条の規定により報告を要する事項）</p> <p>第十条 令第五条（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該学年度の学年別生徒数</li> <li>二 前学年度における教育実施状況の概要</li> <li>三 前学年度における教員及び実習指導者の異動</li> <li>四 前学年度の卒業者数</li> </ol>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による養成施設（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校に附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校を除く。）の指定（第十一条第一項において「指定」という。）に關しては、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>（<u>報告</u>を要する事項）</p> <p>第十条 令第五条（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 当該学年度の学年別生徒数</li> <li>二 前学年度における教育実施状況の概要</li> <li>三 前学年度における教員及び実習指導者の異動</li> <li>四 前学年度の卒業者数</li> </ol>

(令第十一条第四項の規定により報告を要する事項)

第十二条 令第十一条第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 指定をした場合 第八条第一項各号に掲げる事項(当該養成施設が国の設置する養成施設である場合にあつては、同項第二号から第十号までに掲げる事項)

二 令第四条第一項の規定により変更の承認をした場合 第八条第一項第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項に限る。)

三 令第四条第二項の規定により変更の届出を受理した場合 第八条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項を除く。)

四 令第五条の規定により報告を受理した場合 第十条各号に掲げる事項

五 令第七条の規定により指定を取り消した場合 指定を取り消した旨及び取り消した日(令第八条の規定による申請に基づき指定を取り消した場合にあつては、指定を取り消した旨並びに取り消した日及び第十一条第一項第三号に掲げる事項。)

第十三条・第十四条 (略)

(新設)

第十二条・第十三条 (略)